



2013年3月1日

各 位



(証券コード 4541 東証一部)

代表者名 代表取締役社長 田村 友一
お問合せ先 社長室長 東 満之
電話番号 076-442-7026

ピオグリタゾン錠の特許侵害訴訟勝訴のお知らせ

日医工株式会社は、当社が製造販売する「ピオグリタゾン錠15mg/30mg「日医工」および同OD錠15mg/30mg「日医工」」（先発品名：アクトス錠）に対し、当社製品と他の糖尿病薬との併用療法が、武田薬品工業株式会社の保有する2件の「組合せ特許」に抵触するとして、同社（原告）より東京地方裁判所に提訴されていた特許侵害訴訟に関し、東京地方裁判所は本日2月28日付で原告の訴えを棄却する旨の判決を下し、当社が勝訴いたしましたのでお知らせいたします。

1. 訴訟の経緯

本件は、当社らが、平成23年6月にピオグリタゾン錠（ジェネリック医薬品）を薬価収載し、製造販売を予定していることに対し、武田薬品が当社ら10社（被告）に対し、ピオグリタゾン錠の製造販売の差止等を求める訴訟を一昨年、平成23年6月13日付で東京地方裁判所に提起し、以降、同地裁で係争が続いていたものです。

2. 判決の内容

今回の判決において、東京地方裁判所は、被告製剤について直接侵害は成立せず、また、間接侵害（特許法101条2号）の成否についても、単剤である被告製剤は本件特許発明の課題の解決に不可欠なものといえないので、「組合せ特許」の間接侵害は成立しないと判断しました。

3. 当社の見解

この当社ら被告側の勝訴判決により、当社によるピオグリタゾン錠の製造販売の継続及び安定供給に何ら問題はありませぬ。

以上